

米国2007年農業法とWTO対応

農産物計画の動向

主任研究員 平澤明彦

1 はじめに

米国における農業政策は、4～5年ごとに制定される農業法に基づいている。現在、新しい2007年農業法の形成が進んでおり、その行方は、WTOの次期農業協定を決めるドーハ・ラウンド交渉にも影響するとみられる。

しかもWTOでは、米国の政策が現行の農業協定に違反しているとの訴えが相次ぎ、米国は紛争調停において劣勢に立たされている。

そこで本稿では、農業法のうち農業政策の中心を占める農産物計画(commodity program)に焦点を当てて、WTOとの関係を整理する。

2 農産物計画とWTO紛争

農産物計画は主要農産物の価格・所得支持政策である。既存の制度(07年9月末で失効した)は以下の3つで構成されている。

販売支援融資：

大幅な価格下落時の補償

直接固定支払：

面積に応じた一定額の支払い

価格変動対応型支払：

市場価格が目標価格を下回ったときの補償

農産物価格を国際競争力のある低水準に維持しながら、農家の収入には の補償および を上乗せする仕組みである。

WTO紛争調停機関における訴えでは、このシステム全体が問題となっている。

まず05年3月、綿花についてブラジルの勝訴が確定した。これを受けて同様の立論によ

り、07年には各種農産物についてカナダ(1月、6月)とブラジル(7月)が新たな申し立てを行った。

綿花に関するWTO裁定のうち、農産物計画に関するポイントは以下の2つである。

(A) 直接固定支払()は、野菜・果物の作付制限があるため、助成削減の対象から外すことは認められない。

(B) 価格を条件とする政策である販売支援融資()、価格変動対応型支払()などは世界の価格を引き下げており、是正が必要。

(A)を前提とすれば、米国は1999～2005年のうち多くの年において国内助成削減(全品目合計)の約束を果たしていない。また、カナダは、価格変動対応型支払()も助成削減の対象に含めることを主張している。一方の米国は、敗訴にもかかわらず、とも削減対象から外している(07年10月4日付通知)。

(B)に関しては、米国が十分な是正を行っていないとの指摘が07年10月15日の新しい裁定に含まれている模様である(ブラジル政府の発表による)。

3 米国内の状況

2007年農業法の基調を定めるおもな前提は、保護主義の増大と予算の制約である。

ドーハ・ラウンドにおいて米国の農業保護はブラジルなど有力途上国からの非難にさらされている。それに対して米国内では、06年

11月の中間選挙の結果、議会の多数派が上院・下院とも民主党に交代し、保護貿易主義的な傾向が強まった。

また、民主党主導となった議会では、財政健全化を期して、財政支出の基準額への上積みには新たな歳入の調達が必要というルールを設けた。さらに、07年には穀物等の価格が高騰したため、2007年農業法における予算基準額がその分減額された。上記の は価格下落時の補填であるから、高価格の下では自動的に縮小するのである。

こうした状況の下、農業団体や有力議員（特に下院）の多くは農産物計画の現状維持を志向しており、WTO対応はドーハ・ラウンドの決着後でよいとの意見が支配的である。

4 農業法案とWTO対策

政府（農務省）は2007年農業法に関する提案を1月31日に公表し、4月から5月にかけて条文案も提出した。

その内容は、全体としては旧2002年農業法を継承しつつ、バイオ燃料、環境保全、野菜・果実、公平性に配慮した補助金受給制限などを強化している。その後議会が実際に作成した法案も、よく似た構成となった。

政府案の農産物計画と2002年農業法の違いで注目されるのは、第一に、野菜・果実の作付制限の廃止（上記WTO裁定(A)への対策）であり、第二に、価格変動対応型支払を、単収の変動にも対応する「収入変動対応型支払」（全国トウモロコシ生産者協会の提案を反映）に置き換えたことである。

議会では下院と上院がそれぞれの法案を作成している。下院法案は7月28日に可決され、

上院法案は10月25日に農業委員会で可決のうえ本会議へ送られた。

野菜・果物の作付制限は、野菜・果実団体の主張により、ごく一部を除き継続され、上記の裁定(A)にかかる問題は先送りされた。また、削減対象外の政策へ転換しないため、ドーハ・ラウンドで提案している次期農業協定の国内助成削減に対応できない懸念がある。

収入変動対応型支払は、参加農家による1回限りの選択制となった。また上院案のそれは、既存の農産物計画全体（ ）を置き換える「平均収穫収入計画」である。上院案は、より全国トウモロコシ生産者協会の提案に近い内容であり、かつ上記の裁定(B)に部分的に応えられる可能性もあるとみられる。

5 結論

このように、今のところ上下両院とも農産物計画におけるWTOへの対応は不十分である。米国政府はドーハ・ラウンド合意が成ればそれに合わせた立法を行うとしているが、議会の現状をみれば容易ではないであろう。

ただし、もし農務省の予測どおり農産物の高値が続く場合には、2007年以降の国内助成は低水準となり は機能しないため、大きな問題が生じない可能性もある。

今後の立法手続きは、上下両院の法案が出そろった後、両院協議会により一本化のうえ、大統領の署名により法律が成立する。下院通過法案については大統領拒否権の行使が示唆されており、何らかの修正が必要になるだろう。

（2007年10月26日時点の情報により執筆）

（ひらさわ あきひこ）